

「市町村の受動喫煙防止に関する調査結果概要」

H30年10月

1 調査の目的

この調査は、健康寿命日本一を目指して、県独自の受動喫煙防止の環境整備について検討を行うにあたり、県内市町村における受動喫煙防止対策の取組状況や、今後の取組等に関する御意見等を把握するために実施したものである。

2 調査実施期間 平成30年8月～9月 : 回答市町村数24

3 調査結果

1 市町村の本庁舎の受動喫煙防止対策状況(回答は一つ)

敷地内禁煙		0
建物内禁煙 (12市町村)	喫煙室(所)は屋外だが、非喫煙者が通行する出入口付近等にある	2
	屋外に喫煙室を設置(壁と天井がある等、囲われている室)	7
	屋外に喫煙コーナー等を設置	3
建物内喫煙可 (12市町村)	喫煙室の設置(壁と天井がある等、仕切られている室)	10
	喫煙コーナーの設置(仕切られていない)	0
	上記以外の建物内喫煙可	2

2 市町村本庁舎の今後の予定についての状況(回答は一つ)

検討中 (14市町村)	1敷地内全面禁煙を検討中	7
	2屋外に喫煙室や喫煙コーナーの設置を検討中	2
	3その他(内容を記載)	5
	・健康増進法改正の動向を見ながら敷地内又は建物内禁煙を検討中	
	・建物内禁煙を検討中。敷地内の他施設の理解が得られたら敷地内禁煙としたい	
	・当面、屋外の喫煙場所1カ所のみとする予定だが、今後、敷地内全面禁煙について検討を行う	
	・内容は未定	
未検討 (10市町村)	1敷地内禁煙を検討したい	3
	2屋外に喫煙コーナー設置を検討したい	2
	3その他(内容を記載)	5
	・早急な対応は難しい	
	・各所管部署と協議のうえ、対応が必要	
	・現状を維持したい	
	・現在のところ検討していない	

3 市町村本庁舎で敷地内全面禁煙に取り組むことができない理由(自由記載)

現状に関する意見	現在の喫煙所は新庁舎建設の際、敷地内ではあるが通行量が少ない場所に設置したものであるため
	庁内に分煙の喫煙所があるため
	喫煙所は職員だけではなく、多くの一般住民や関係業者も利用している。庁舎外(敷地内)に喫煙所をまもなく建てる予定であるため、現時点で敷地内禁煙については未定である。
	建物内禁煙で、屋外に喫煙コーナーを設置する対応で十分である。
喫煙者等の理解に関する意見	職員を含め喫煙者の全面的な理解と協力を得られる状況に至っていないのではないかと考えている。
	喫煙者の理解が得られないため
	喫煙者の喫煙するスペースが無くなるため
	喫煙者の禁煙への理解(管理者、職員、議員、町民)、葉タバコ生産者への「敷地内禁煙」の理解
	喫煙する職員が多く、施設内禁煙にすると喫煙できる場所がなくなってしまうため
	喫煙者への配慮も必要と思われるため
検討に関する意見	来客の喫煙者への対応などがあり、県内の他市町村と足並みをそろえて実施したいため
	現状は建物内禁煙としているため、積極的に敷地内禁煙まで踏み込んでいない。近隣の市町村の状況を見ている。
	本庁舎では、改正法施行後も認められている喫煙場所が設置されているが、職員の勤務時間中喫煙については、段階的に禁止する予定
	今後、本庁舎において取り組むことを予定としているが、少し時間を要する。
	今年度より敷地内に喫煙所を設置し、受動喫煙対策を実施。段階的に禁煙を実施予定
	情報収集中であるため
	検討委員会設置など段階を踏んで実施と思うが、タブー化されている要素が含まれているため、なかなか踏み込めない状況にある
	本庁舎の敷地内全面禁煙については、その実現に向けて現在取り組みを進めており、その一環として従来の屋内分煙を、今年度から建物内禁煙としている。今後は施設利用者や職員の反応を見ながら敷地内全面禁煙の実施時期を検討していくこととしている。
	今後の方向性について、庁内では具体的な話が出ていないため、各関係部署間での協議等が必要
	敷地内にその他の公共施設が併設されているため、総合的に検討しなければならない
	役場庁舎のみではなく、消防分署、駐在所、社会福祉協議会などが敷地内にあるため、協力に時間がかかる。

4 市町村で受動喫煙防止対策を進める上で必要と思うもの(複数回答可)

1 管理者の理解・協力	13
2 利用者の理解・協力	18
3 職員の理解・協力	21
4 職員に対する普及啓発	14
5 ルール遵守の定期的なチェック	5
6 行政の指導・監督による規制	3
7 喫煙者に対する禁煙指導	8
8 施設整備の予算確保	8
9 担当者、部門、対策委員会等の設置	4
10 その他自由記載の意見→(喫煙者数、喫煙所利用状況等、喫煙に関する情報収集)	1

5 受動喫煙防止対策を進めるため、県への要望(複数回答可)

1 受動喫煙の健康影響について県民への周知	13
2 受動喫煙の健康影響について事業者への周知	5
3 参考となる取組事例の紹介	16
4 対策に取り組む自治体への経済的・技術的支援	13

6 国の法律による規制に加え、県独自の条例による規制についての考え(回答は一つ)

1 条例による規制がある方が取り組みやすい	16
1の内訳	
罰則付きの条例を制定する	5
罰則なしの条例を制定する	11
2 条例による規制はしてほしくない	8

7 市町村施設における受動喫煙防止対策、たばこがん対策等への意見(自由記載)

既存の施設、新規建設の施設に関わらず、喫煙室を設置する場合、補助金等の優遇措置を受けられるようにすると受動喫煙防止対策が促進され则认为る。
公共施設の受動喫煙防止対策は率先して進めるべき。たばこによる健康への影響について、職員間の認識の差があり、健康教育の必要性を感じる。
他市町村の状況を見て検討していきたい。実施するにしても、利用者アンケートや庁内検討委員会での協議等に時間を要する。
市の施設は、子どもから高齢者まで幅広い年代の方が訪れるため、望まない受動喫煙が生じないよう、「健康増進法の一部を改正する法律」の施行スケジュールに沿って、準備を進めていきたい
非喫煙者の受動喫煙が徹底的に防止出来れば、敷地内での喫煙は可能ではないかと思う反面、健康増進のため、喫煙者を少なからず減らすためにもいずれは敷地内禁煙の対策を考えなければならぬようにも思う。しかし、喫煙者は喫煙により身体への害があることを百も承知でたばこを吸っているため(依存性もあるが)、補助金等使用による禁煙指導や禁煙治療の推進では、正直、あまり効果が期待できないように感じる。また、国でたばこの販売中止や、何らかの厳しい法律が整備されない限り、一定量の喫煙者減少は望めないと思う。
健康増進法の一部改正では、「建物内喫煙室設置不可」となっていることは理解した上での意見であるが、行政機関は建物内に分煙室を設ける方法も選択肢としてあるべきだと思う。